

# 2016年度 第4回議会事務局研究会

## 研究会参加報告書

日時：2017年3月26日（日）13時～17時

場所：工ル・おおさか（大阪市）

林 晴信

## 2016年度 第4回議会事務局研究会 議事要旨

1 開催日時：2017年03月26日(日) 13時～17時

開催場所：大阪市 エル・おおさか

参加者：19人 (順不同)

(駒林、辻、高沖、谷畑、盛、いけぶち、小林、林、勝井、  
今西、奥山、中谷、松本勉、清水、三浦、高尾、渡邊、玉田)

### 2 議事内容

(1)報告『議会事務局の位置づけの歴史的変遷から見る執行機関との関係について』

湖南市長 谷畑英吾氏

・資料(全30頁)に基づき、明治時代の【御一新】から、どのように地方支配体制が模索されてきたか、その変遷、また、【多数決原理の導入】や市町村制・府県制、憲法改正と地方自治の章新設、新憲法と地方自治法制定、そしてその後の地方自治法改正により、議会事務局の法制度の問題等につき、歴史的経過を説明。

・【3大議会事務局合同シンポジウムでの問題提起から】では、

①執行機関と議事機関の関係では、市町村制以降、我が国では一貫して議事機関が先に規定されてきた。戦後の新憲法でも議会の重要性は日本の地方自治に定着しているのに、そのことに最も気づいていないのは議会自身ではないか、との指摘。

②議会事務局職員に対する人事権は議長に専属しているが、指揮命令権は区別されており、議長が命令できるのは事務局長(書記長)に限られていて、書記その他の職員は、事務局長又は書記長を通じて間接的に議長の意向を受けるに過ぎない。

ましてや、個人の議員がいわゆる議会事務局職員に命令することは厳に禁じられるべきで

あるが、平成 18 年の改正自治法で議会の役割が「庶務」から「事務」に改められた。そのため、団体事務の強化としての意思決定の質の向上に資する議会事務局の活動は、特定の議員のための問題ではなく、全体の奉仕者としてのものであるべき。

( 意見交換 )

・事務局職員の仕事の在り方として、大阪府議会の調査担当職員が会派の控室に執務机を置き、大半の時間は会派控室で事務処理を行っている事例が報告され、いかがなものかのとの意見があった。

( 2 ) 報告 『大津市議会意思決定条例と議会例規論』

大津市議会局 清水克士氏

①資料に基づき説明

4 月 1 日施行の意思決定条例について、機動力のある議会の実現をめざし、議会の意思決定方法の明確化、迅速化を図ることに意義。

ア) 議員派遣 ( 100 条 13 項 )

イ) 専門的知見の活用 ( 100 条の 2 )

ウ) 本会議での公聴会制度、参考人招致 ( 115 条の 2 )

エ) 緊急質問など(会議条例)

②大津市議会の議会例規再編

会議規則の条例化など、⇒ 市民の権利保障の向上など

( 意見交換 )

・「専門的知見の活用」は、自治法の規定上、「議会は」となっているので、

議会の意思決定は本会議での議決によるべきだ。議長による決定は、議員全員の意思を諮った上での議決と異なるから、議長を選出していない少数会派や一人会派の議員にとっては問題ではないか？

- 議会運営委員会の決定を経て議長が決めるので特に問題ない。
- 議会運営委員会に委員を出せない少数会派・一人会派の議員は、

議会の意思決定に参加できないので、議会本来の役目を果たせないのではないか？

⇒ 特に反対意見はなかった

- ・ 大津市議会の場合はいいが、他の議会では、少数会派・一人会派の議員が議会の意思決定に参加できないのはいかなるものかと疑問を挟む議会もある。
- ・ 会議規則廃止の件では、参考資料にあるように議会実務研究会の吉田氏から反対意見の表明があるが、従来からの古い法制的解釈からではなく、市民に開かれた分かりやすい議会運営を図るための例規再編である。もともと基本的立場が異なるので意見はかみ合わない。

### 3 『議長雑感』

伊万里市議会議長 盛泰子氏

- ・ 議会基本条例の制定、事務局長の議長随行を減して事務局職員の研修機会増などが実現できたが、予算決算常任委員会の設置などが実現できなかった。
- ・ また、全国市議会議長会などは完全なる予定調和の世界であり、改善されるべき。

< 所感 >

東京でのフォーラムの翌日だったが、谷畑市長のお話も聞けるとのことで、期待して参加した。明治期よりの地方議会史の変遷を交えた内容だったが、基本的に歴史好きな私は興味深く聞いた。私自身戦後あたりからの地方議会史を調べたことはあったが、それ以前だと点在する知識しかなかったので、何となくだが繋がった気もする。現在の地方自治法上、市を代表するものは市長だが、明治期では議会だったことが興味深い。今でも地方自治法では、議会のあとに執行機関が来るのはその名残りなのか、それとも・・・西脇市議会のほとんどの議員は「執行することを議決する」と勘違いしているが、本来は「議決したことを執行する」のだ。責任を持たぬ議会は信頼されないことを未だ理解してないといつも感じる。次の選挙で変われるのだろうか・・・。

谷畑市長の言葉の中に「健全な民主主義を確立するためには地方選挙制度の改正が必要。大選挙区制では、利権配分を主とする落としたい候補者は落ちない」とか「民主主義の健全性が落ちたのは議会の歴史から歳入の審議をしないため。歳入はブラックボックスの地方交付税、複雑多岐にわたる地方税法、地方債で大半を占める。本来の自治である歳入が議会で議論されないために納税者有権者が動かない」というようなのがあったが、額く部分も多い(小選挙区がいいと限らないとも思うが)。

大津市議会の清水氏の話の中で、ハタと気づいたことがある。「議会報告会の時に議員派遣の議決をしていますか」ということだった。現在はしていない。山口局長に尋ねると、「職員でも市内は出張扱いにならないので・・・云々」の話があったが、果たして市職員と身分の違う議員が当てはまるのかどうか・・・疑問である。

大津市議会では申し合わせや先例など外から見えないものも会議条例や各種規程で可視

化している。西脇市議会にも申し合わせや先例事項も大量にあるので、一度全て整理して可視化の試みも必要だと考える。しかし、なかなかその時間も取れないのが現実だ(時間の所為にはいけないのだが)。火曜日の夜23時半にこのような報告書を書かないといけない現実がある。

本来、この研究会でも私の報告が予定されていたが、今回は盛りだくさんの内容の為時間が無くなり、私の出番は次回となった。ちょうど昨年5月に事例報告して以来だから、昨年5月以降の1年間の取組みについて、少し時間をいただこうと思っている。

また、佐賀県伊万里市議会の盛議長から、研修講師の打診を受けた。

何月のことになるかわからないが、選挙期間中で無ければ(苦笑)行こうと思っている。

「本当は来てもらって、宿泊かせめて市内で食事でもしてくれと有難いんですけどねえ」と盛議長に言うと、伊万里市周辺議会では視察に行くとなかなか費用も高むので、議員たちが2千円ずつ出し合って、共同で講師を呼んで研修しているとのこと。

これまた素晴らしい取組みで、マネしないとなあ、と感じた。